

令和6年第11回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和6年11月29日（金）午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（16名）

欠席農業委員（3名）

出席農地利用最適化推進委員（16名）

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

◎開 会

事務局長 総会の定足数に達しておりますので、ただいまより令和6年第11回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が10件、農地法第4条関係が1件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が8件、合わせて19件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名がありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、同条第2項の規定により審議するものとする。令和6年11月29日提出。会長矢野正則。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその6朗読】

なお、今回の申請ですが、生前一括贈与による所有権移転になりますが、譲渡する土地のうち4筆の土地につきましては、登記簿に記載はありますが、実際は土地が確認できない現地確認不能地となっております。今回の申請は、これら現地確認不能地も含めて一括して所

有権を移転する申請となっております。福島県農業会議の事例では、生前一括贈与の場合、現地確認不能地も含めての申請という事例がございました。

その7、その8、その9につきましては、関連のある案件となっております。

【その7からその9朗読】

【その10朗読】

以上、その1からその10までの案件につきましてご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る11月24日に委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取り、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺への影響もないと思います。皆様のご審議よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 11月24日に調査、確認を受けて、譲渡人、そして譲受人に24日1時半に現地集合で来てもらい、許可申請内容について間違いのないことでした。周りに影響はないと思います。皆様のご審議よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3、その4は関連がありますので、一括審議とします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 去る11月23日に委員と譲受人立会いの下、現地調査を行いました。その3譲渡人には電話で確認いたしました。その4につきましては、同日、譲渡人立会いの下、現地調査を行いました。譲受人には電話で確認いたしました。その3、その4につきまして申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いがないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題はないと思います。皆様のご審議のほどよろしく願い申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その３、その４について原案のとおり決定いたします。

農地法第３条その５について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今月25日に委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容に間違いなしということです。今回の申請による周辺農地への影響は問題ないものと思われます。

皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その５について原案のとおり決定いたします。

農地法第３条その６について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る11月25日、委員と、譲渡人が高齢のために代理人の行政書士、譲受人の母親立会いの下、現地調査を行いました。申請内容に間違いなしということです。今回の申請について特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その６について原案のとおり決定いたします。

農地法第３条その７からその９は関連がありますので、一括審議とします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る11月24日に委員と、譲受人が所用のため父、行政書士立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りし、申請内容に間違いなしということです。譲渡人の３名には電話で確認しました。申請内容に間違いなしのことでした。今回の申請の周辺の農地の影響は特に問題ないと思われます。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その７から９について原案のとおり決定いたします。

農地法第３条その10について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る23日に委員と、譲渡人、譲受人、行政書士立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いのないということです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様の審議のほどよろしくをお願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。
どうでしょう。いいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議案第2号

会長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事務局 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和6年11月29日提出。会長矢野正則。

会長 農地法第4条その1について審議します。
事務局より説明させます。

事務局 それでは、9ページをご覧ください。

農地法第4条その1について説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る11月23日に委員と現地調査を行いました。申請人にもお会いでき、また行政書士にも聞き、申請内容は間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。皆様の審議よろしくをお願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その１について原案のとおり決定いたします。

◎議案第３号

会 長 次に、議案第３号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第３号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和６年11月29日提出。会長矢野正則。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

農業委員等に関する法律第31条議事参与の制限により、該当委員の離席を求めます。

（該当委員 退場）

会 長 ただいま議題となっております第１号から８号について、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、第１号から第８号について、原案のとおり承認いたします。

該当委員の入場を求めます。

（該当委員 入場）

会 長 以上で本総会に提案された議案の審議は終了いたしました。

◎その他

会 長 その他、皆様から何かございませんか。

あとは、事務局。

事 務 局 事務局からお知らせします。次回総会が12月26日木曜日、午後２時からここ正庁で開催いたします。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会 長 ほかに皆様からご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

会 長 なければ、これをもちまして、令和6 第11回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後4時00分)
